

山形信用金庫 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、山形信用金庫職員の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの 2年

2. 内 容

目 標 1. 計画期間内において、育児休業または子供が産まれる際の休暇の取得状況を下記の水準にする。

男性職員：取得率 50%以上 女性職員：取得率 80%以上

【取組内容と実施時期】

令和5年4月～ 男性職員の育児参加を促し、育児休業の取得率向上に向けた取組みを検討する。

目 標 2. 労働時間の削減に向けて取り組むとともに、年次有給休暇の取得日数を8日以上とする。

【取組内容と実施時期】

令和5年4月～ 事務効率化ならびに DX 化を推進し、事務負担の見直しを図る。

夏季・冬季の休暇利用を促進し、取得日数の向上を目指す。

週2回のノー残業デー実施を継続するとともに、更なる取組みを検討する。

目 標 3. 「インターンシップ」「金融教育」等の取組みを推し進め、若年者への就業体験機会の提供を推進する。

【取組内容と実施時期】

毎年4～6月頃 各機関や学校と連携し、計画の立案及び内容の拡充を検討する。

毎年7月以降 「インターンシップ」の受け入れ及び「金融教育」を実施する。